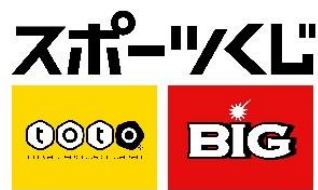


2020(令和2)年5月



2020年度 JSC助成金 パドルテニス指導者養成事業 実施要項

一般社団法人日本パドルテニス協会
担当責任者 永盛雅人

I. 事業概要

1. 事業名 パドルテニス公認指導者養成事業

2. 事業主旨

この事業の実施目的は、一般社団法人日本パドルテニス協会(以下NPTAという)の会員団体もしくは会員団体に登録するクラブが開催するパドルテニス体験会および教室ならびに指導者研修会の内容がより充実したものとなるよう、その中心的存在となる指導者を養成するとともに、現在すでに活動している指導者についても、パドルテニス指導者としての心得・知識・技術を共有し、そのクオリティをさらに向上させることにある。

また、さらに本事業講習会の受講者および受検者の中から、本事業の講師ならびに資格認定検定員を務めることができる人材を育成することを本事業の第二の目的としてきたが、開始より4年を経過し、パドルテニス指導に意欲を持つ指導資格取得者が共催団体内に増えてきたことから、本年度より中央団体からの講師派遣にこだわることなく、共催団体内の指導資格取得者を積極的にアシスタント講師として登用する方針とする。

3. 主催 一般社団法人日本パドルテニス協会

4. 共催 下記の NPTA 会員団体

1. 正会員(都道府県パドルテニス協会)
2. 準会員もしくは正会員に加盟する市区町村を代表する団体
3. クラブ会員

5. 助成金額 953,000 円(助成対象限度額 1,192,000 円×80%)

6. 実施期間 2020年5月1日～2021年3月7日

7. 基本実施条件

- 1) 参加対象者は、原則として NPTA 会員団体の登録メンバー(以下登録者という)であることを条件とする。
- 2) 指導者養成講習会受講料については、NPTA 会員団体登録者において、半日受講(3 時間未満) 1,500 円、一日(3 時間以上) 2,000 円を下限とし、会員以外の参加を認める場合は、会員参加料に 1,200 円(2020 年度 NPTA 登録料相当額)を加算するものとする。
共催団体が参加料の徴収を望まない場合もしくは減額を望む場合は、上記下限参加料設定を仮定した額の 60%(Ⅱ-2 参照)を共催団体が保証負担する。
指導者養成講習会と資格認定検定会を同時開催する場合は、検定料設定を 2,000 円とするが、上限 1,000 円を超えない範囲で講習会同時受講割引を認める。
- 3) 指導者養成講習会実施時間は、原則として実技講習 2 時間以上、講義 1 時間以上の構成とすること。

- 4) 指導者養成講習会と資格認定検定会を同時開催する場合は、全体の実施時間を原則として6時間以上とする。
- 5) 本事業における実施時間は、原則として実技+講義の構成により3時間以上、30分単位で設定し、一日あたり7時間を超過しないようにする。
- 6) 内容については、当該地域の普及や指導者レベルの現状により、共催団体の要望を第一に考えるが、指導者養成とは一切結び付かない一般ユーザーのみを対象としたパドルテニス教室は、原則として本事業の対象外とする。
- 7) 募集においては、開催都道府県および市区町村にとどまらず、できるだけ隣接地域にも行う。
- 8) 清算に当たっては、現金による支払いは認められず、金融機関を利用しなければならない。
- 9) NPTAは、参加者が16名以上である場合、共催団体に対し、開催補助として公認ボール1打を無料提供する。
- 10) 実施現場でのスポーツくじロゴ幕(NPTA所有)掲示、募集要項等の印刷物やホームページコンテンツ作成などへロゴマークを掲載する。

II. 業務分掌と基本配分

1. 業務分掌

1) NPTA

・指導者養成講習会および資格認定検定会内容および担当講師の決定、助成金事業会計。

2) 共催団体

・講習会および検定会内容以外の開催に関わる実務全般。

2. 収益配分

1) NPTA

・参加料合計の60%。

2) 地域協会もしくは団体

・参加料合計の40%(設定受講料により変更の場合あり: I-7-2 参照)

3. 助成対象経費科目と限度額

1) 担当講師料および運営担当料

- ・講義(テキスト等使用した場合) 12,000円(講義1Hあたり、1日上限24,000円)
- ・実技指導担当者 10,000円(2H以上/1日)
- ・実技指導・検定会アシスタント 5,000円(1Hあたり、2H未満の場合)
- ・現地運営担当者 1,200円(1Hあたり、2H以上を条件)

*上記を上限とし、NPTA諸謝金規程に準ずるものとする。

2) 講師旅費交通費

- ・支給条件
 - ア 出発地と同一市町村を除いて片道20km以上であること。
 - イ 居住地~用務地間の最寄駅・バス停を起点・終点として算出するが、バス利用については1km未満間については支給しない。
- ・鉄道費(次のア~オの合計額)
 - ア 旅客運賃
 - イ 普通急行運賃(当該列車乗車区間が片道50km以上の場合)
 - ウ 特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道60km以上の場合)
 - エ 新幹線特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道100km以上の場合)
 - オ 座席指定料金(当該列車乗車区間が片道60km以上の場合)
- ・航空機 最下位の級の旅客運賃

- ・船賃（次のア・イの合計額）
 - ア 旅客運賃 運賃の等級が 3 階級の船舶は、中級の運賃。
 - イ 旅客運賃 運賃の等級が 2 階級の船舶は、下級の運賃。
 - ・車賃 原則として、公共交通機関運賃を適用するが、公共交通機関による移動が困難な場合もしくは車輛を使用することにより運搬費等が減額できる等、正当性が認められる場合のみ自家用車・レンタカー・タクシー等の利用を認めるものとする。なお、自家用車使用については、36 円/1km(1 位切上・有料道路料金含む)で支給する。
- 3) 宿泊費
 - ・1 日につき上限 12,000 円。
 - 4) 施設賃料
 - ・本事業の会場として使用する体育館や諸室等の利用料実費。原則として当日設営・撤収。
 - 5) 備品運搬費
 - ・共催団体が用意できないボール・ネットセット・キャスター・名札ケース等の備品、および講義用テキスト・検定問題ならびに採点用紙等の送料実費。
4. 基本支出配分
 - 1) NPTA
 - ・前項(Ⅱ-3)に定める担当講師謝金、旅費交通費、宿泊費、および施設賃料の助成金対象経費(限度額内)、備品等送料の 80%。
 - ・助成金対象経費限度額を超過する講師料。
 - ・講義用テキスト作成料
 - ・開催補助公認ボール代。
 - 2) 共催地域協会もしくは団体
 - ・前項に定めるNPTA負担経費以外の費用および開催に必要な事務消耗品費。
 - ・保険料(任意)。
 - ・講師および運営担当者昼食代(実施時間により昼食休憩が必要と判断できる場合)。
 5. その他
 - 本要項に定められていない要件については、その都度協議のうえ決定する。

Ⅲ. 開催手順

1. 実行委員会の組織と実施担当者の決定
 - ・共催団体は、NPTAと調整のうえ、実行委員会を組織し実施担当者を決定する。
 - なお、共催団体が正会員の傘下団体である場合は、都道府県協会の承認を得ることとする。
2. 実施の決定
 - ・共催団体は、NPTAから「試算表兼申込書」を取り寄せ、NPTAと調整のうえ、実施細目を決定する。
3. 開催要項・募集チラシの作成
 - ・共催団体は、実施細目決定後、開催要項および募集チラシを作成し、受付準備を整える。
4. 担当講師・検定員(アシスタント・実技検定会補助員含む)の決定と提出書類の保管
 - ・NPTAとの協議のうえ、講師・検定員を決定する。
 - ・実施担当者アシスタント講師に「承諾書」の提出を促し、開催日当日まで保管する。
 - ・検定会を実施する場合は、受検者に「検定会申込書兼登録書」を配布し、検定会当日までに提出させ保管する。

5. 参加者名簿と報告
 - ・共催団体は、受付締め切り(締切日は遅くとも実施日1週間前とする)後、ただちにNPTAに参加者名簿を送信する。
6. 共催団体備品準備
 - ・参加者用名札:市販のラベルシール(A4 版 10 片)の活用可。
 - ・講義用のホワイトボードもしくは黒板。
 - ・ボールキャスターもしくはボール出し用カゴと台、1コートあたりボール 60 球以上、空カゴ 1 個。
検定会実施の場合は、検定員人数分の A4 バインダー。
7. 受講料および受検料等の管理
 - ・講習会受講料および検定会受検料については、精算まで共催団体が管理する。
8. 検定会の採点および結果報告
 - ・検定会実施の場合、検定会の採点および結果報告はNPTAが担当し、共催団体および受検者個人に通知する。資格認定料は受検者個人が納入する。
9. 精算
 - ・施設使用料等の経費について、共催団体が立替払いを行った場合は、終了後NPTA宛に請求書(領収書のコピー等の添付)を発行し、NPTAは直ちに振り込む。
 - ・NPTAは、共催団体立替経費振込後、速やかに事業精算書ならびに精算請求書を作成し共催団体実施担当者に送信する。
 - ・共催団体はNPTAの指定口座に清算振込を実施する。
 - ・NPTAは、担当者へ源泉徴収のうえ謝金等を振り込み、支払明細書を送付し事業終了。

以上